

～学校で水源地域についての授業をしてみませんか～

水源地域活性化小中学校等出前授業



講師募集のご案内

【問合せ先】 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県政策局政策部土地水資源対策課
水源地域対策グループ
電話 (045) 210-3124 (直通)
電子メールアドレスは、お問い合わせください。

目次

1	事業の目的	1
2	事業イメージ	2
3	出前授業の事例	3
4	フロー図	4
5	出前授業の標準的スケジュール（日程は目安）	5
6	事業対象者・対象事業	6
7	講師登録・登録取消	6
8	派遣意向の回答	6
9	謝金の支払い	7
10	その他	7

1 事業の目的

(1) 目的

神奈川県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る）（以下、「小中学校等」といいます。）が実施する教育活動（総合学習・社会科学習等）に対して、水源地域で活動している「かながわ水源地域の案内人」等を講師として派遣する「出前授業」を実施することにより、水源地域及び水源環境保全の重要性について、児童・生徒の理解促進を支援することを目的としています。

(2) 水源地域について

この事業における「水源地域」とは、水道水源としてのダム湖（相模湖、奥相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖）が位置する、相模原市緑区の一部（城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区）、山北町、愛川町、清川村のことを指します。

(3) 講師登録対象者について

この事業における講師として登録できる者は、「かながわ水源地域の案内人^{*}」の登録要件を含む、次の1～2の項目を満たす個人・団体となります。

- 1 神奈川県内の水源地域で次のいずれかの活動を行っていること。
 - (1)地域づくり・地域活性化のための活動
 - (2)自然、郷土文化、食文化などの地域資源を生かした活動
 - (3)都市地域住民との交流活動
 - (4)その他、(1)から(3)に類似する活動をしており、土地水資源対策課長が認めた活動

- 2 実施要領第4条に基づく出前授業の実施が可能と認められる者であること。

<実施要領第4条>

- 1 出前授業の実施方式は原則対面とするが、必要に応じてオンラインによる実施も可能とする。
- 2 実施時間は概ね60分程度とし、小中学校等の希望する時間とする。

<参考>かながわ水源地域の案内人について

「かながわ水源地域の案内人」とは、水源地域での体験教室等のイベントの開催等、地域の活性化や理解促進に繋がる活動を行っている人・団体を登録したものです。県では、「かながわ水源地域の案内人」として登録した人・団体に対し、広報支援などを行い、活動の支援を行っています。

一部の「かながわ水源地域の案内人」の活動内容については、ポータルサイト「神奈川やまなみ五湖navi」にて紹介しています。

URL : <https://www.suigen.jp/>



神奈川やまなみ五湖navi トップページ



2 事業イメージ

講師登録

申請により、希望者を講師として登録します。

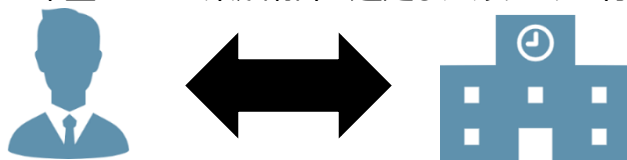
<授業内容の例>

- ・ 水源林（水源地域）の役割・重要性・保全活動の内容
- ・ 水源地域で暮らす生き物とその命の重要性
- ・ 水源地域での暮らし方(里山での暮らし方)
- ・ 水源地域に自生する植物や生産される農作物について etc
- ・ 水源地域で採れた植物を使った工作体験(竹とんぼ等)
- ・ 水源林の模型や実際に使用する道具を用いたプチ森林保全体験 etc

小中学校等からの派遣申込み

マッチング

小中学校等の希望に基づき県が講師を選定し、マッチングを行います。



(マッチングが成立した場合)

小中学校等と、**出前授業実施に向けた調整**を行ってください。

調整内容(例)

- ・ 当日の流れ
- ・ 内容（講義・体験等）の詳細
- ・ 使用する道具・材料と費用分担 etc



「出前授業」実施！

謝金のお支払い

小中学校等からの実施報告の後、県から講師に謝金を

お支払いします。



3 出前授業の事例

津久井・相模湖地域に生息する野生動物について

- ✦ 水源地域である相模原市津久井地域に生息する野生動物と人間の関わり、命の繋がりについて考えるため、猟師である講師と野生動物との関わり方や、狩猟した動物の命を余すことなく生かすための革・肉の利用方法等に関する講義や体験教室を実施。

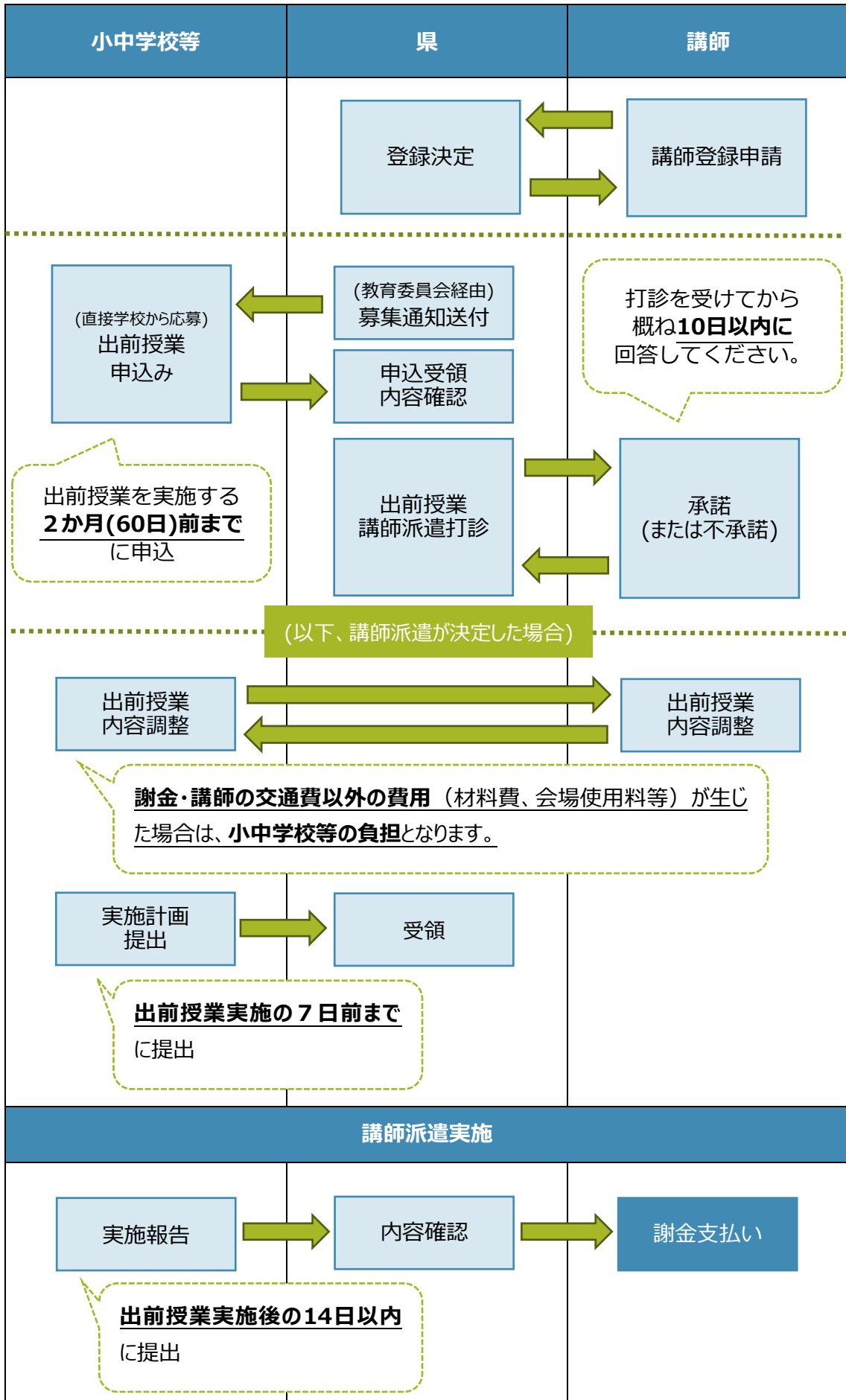


【参加者の感想】

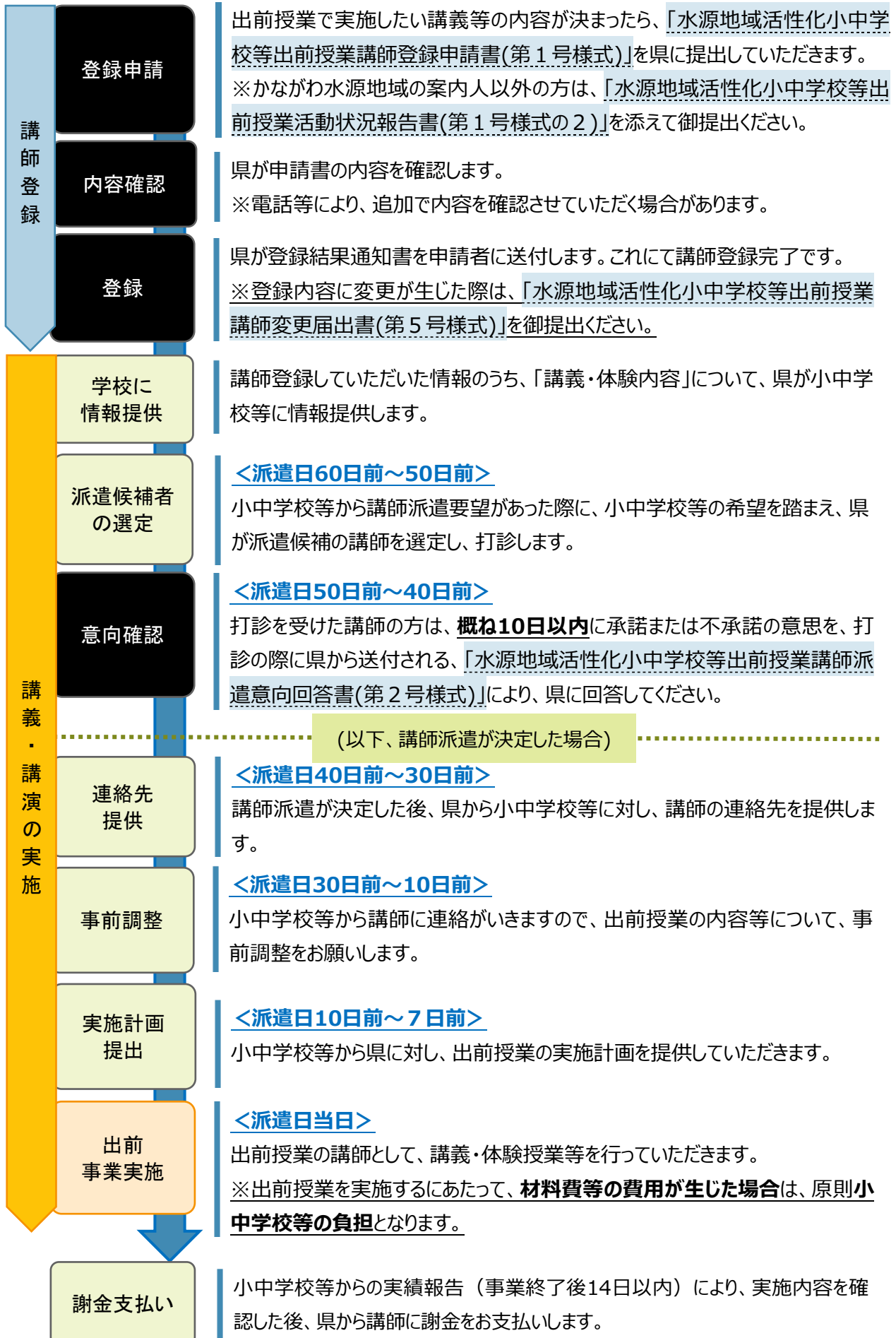
- ・ 猟師は命がけの仕事。いろんな動物を利用することを知ることが出来た。
- ・ 罠を掛ける所や狩った動物の肉や皮をどうするかというところまで知ることができて為になった。
- ・ 鹿の革はやわらかかった。
- ・ 生徒がどのような反応をするのか不安でしたが、皆が興味をもって授業に取り組み、命の大切さ、狩猟することの意味など、それぞれが良い受け止め方ができていてよかったです。



4 フロー図



5 出前授業の標準的スケジュール（日程は目安）



6 事業対象者・対象事業

(1) 事業対象者

神奈川県内の**小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る）**

講義・体験のターゲット層を絞る場合は、講師登録時にその旨を記載ください。

(ex.小学校中学年～対象、特別支援学校の場合は、盲学校の児童・生徒を対象など)

(2) 対象事業

- 学年・学級・部活動等の単位（団体）で実施されるものであること。
- 水源環境の保全や水資源の重要性の理解促進の機会と認められるものであること。

(3) 実施時間

概ね60分（授業1コマ）程度の時間で実施いただきます。

※ あくまでも目安ですので、学校の希望によっては、予定時間と実施時間が前後する場合があります。

7 講師登録・登録取消

提出書類（水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録要領）

講師登録する時	・【申請者必須】 水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録申請書 （第1号様式） ・【案内人以外の方のみ】 水源地域活性化小中学校等出前授業活動状況報告書 （第1号様式の2）
登録を辞退する時	水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録取消申請書 （第4号様式）
登録内容を変更する時	水源地域活性化小中学校等出前授業講師変更届出書 （第5号様式）

8 派遣意向の回答

- 小中学校等から講師派遣要望があった際に、小中学校等の希望を踏まえ、県が派遣候補の講師を選定し、候補の方に打診します。
- 打診時に、小中学校から提出された「水源地域活性化小中学校等出前授業講師派遣申込書」の写しを御提供します。
- 打診を受けた講師は、打診を受けた日から概ね10日以内に、「**水源地域活性化小中学校等出前授業講師派遣意向回答書（第2号様式）**」により、派遣意向を県に回答してください。



派遣を承諾いただいた場合、登録している「氏名又は団体名」、「連絡先」を、派遣要望している小中学校等に提供しますので、予めご了承ください。

9 謝金の支払い

(1) 概要

小中学校から県に提出された実績報告により、実施内容を確認した後、県が定めている基準に基づき、講師の方に謝金（交通費込）をお支払いします。

出前授業で講義・講演を実施するにあたって、謝金・交通費以外の費用（材料費等）が生じた場合は、原則小中学校等の負担となります。

(2) 謝金基準

1 単位（3 時間未満）につき、**28,000 円**

- ✚ 出前授業の時間や参加人数、講師の所在地から学校までの距離により、金額の増減があります。
- ✚ 講師が団体の場合であっても一者としてみなし、当該単価を適用します。

10 その他

(1) 留意事項

- ✚ 提出書類の返却には応じられませんので、必要に応じて提出書類の控えを取り保管してください。
- ✚ 提出書類の作成及び提出等にかかる経費は講師の負担となります。
- ✚ 提出書類の不備や内容に不明な点がある場合、電話等で確認させていただきます。
- ✚ 事業の広報のため、提出資料上の写真等について、個人を識別できない範囲で、ホームページや広報紙に掲載することがありますのであらかじめ御了承ください。

(2) 個人情報の保護について

提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたっては、関係法令に基づいて適切に管理します。

